

設備投資予定の経営者さま必見！「生産性向上特別措置法」の施行

平成30年6月に「生産性向上特別措置法」が施行されました。この法律に基づいて、一定の要件のもとで設備投資を行った中小企業に対して、固定資産減税等の支援措置が講じられています。今回はこの支援措置等についてご案内したいと思います。

1. 背景

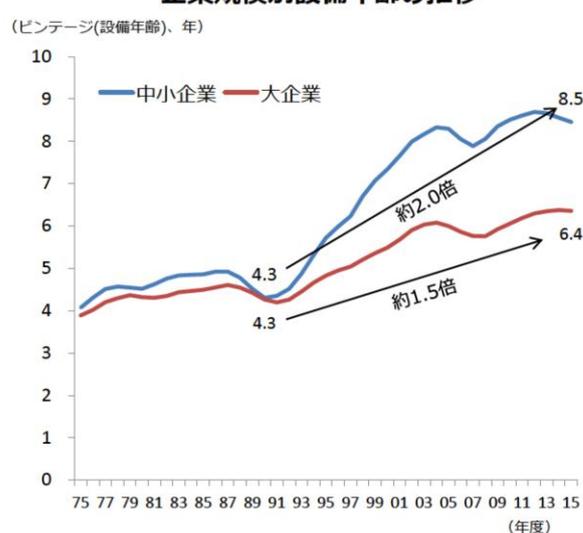
最初にこの法律が制定された背景について述べます。下の2つのグラフは、労働生産性の推移と賃上げ率、設備年齢の推移を、大企業・中小企業別にあらわしたものです。これによると、中小企業の労働生産性が伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあること、中小企業が所有している設備は大企業と比べて老朽化が進んでいることがうかがえます。

政府ではこうした状況を踏まえ、2020年までの3年間を「生産性革命・集中投資期間」と位置付け、中小企業の生産性革命実現のため、新法を制定し中小企業の設備投資を支援することとしました。

労働生産性の推移と賃上げ率



企業規模別設備年齢の推移



(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業をいう。

ここでいう労働生産性とは従業員一人あたりの付加価値額。一般的に労働生産性とは営業利益+人件費+減価償却費を労働投入量で割ったもの。

出典：中小企業庁【「生産性向上特別措置法」先端設備等導入計画について】

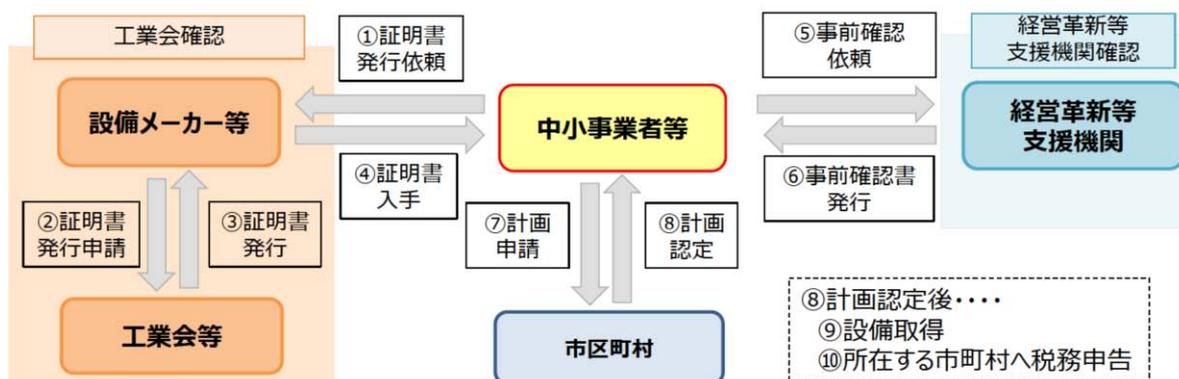
2. 支援措置の概要

本法に基づく支援措置は次のとおりです。

- 「先端設備等導入計画」（詳細は後述。）に基づき導入される機械装置等に係る**固定資産税が3年間最大ゼロに軽減**（市区町村ごとにゼロ～1/2の間で定められます。また、資本金の額や従業員数、機械装置等の取得価額等の要件を満たしている必要があります。）
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（信用保証枠の拡大等）
- 認定事業者に対する補助金における優先採択（審査時の加点。補助金ごとに定められます。）

これらの支援措置を受けるためには、「先端設備等導入計画」を作成し、市区町村の認定を受ける必要があります。認定取得までのフロー、認定要件等は次のとおりです。

○認定取得までのフロー



出典：中小企業庁「【生産性向上特別措置法】先端設備等導入計画について」

○認定要件等

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	計画期間において、 基準年度（直近の事業年度末）比で年平均3%（計画終了時にあって、3年計画は9%、4年計画は12%、5年計画は15%）以上向上 すること。
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【対象設備】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア ※市区町村によって対象が異なる場合があります。
計画内容	・市区町村が策定する導入促進基本計画に適合するものであること ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ・認定経営革新等支援機関（金融機関等）において事前確認を行った計画であること
その他	・支援措置の対象となる設備については、先端設備等導入計画の 認定後 に取得する必要があります。（同認定前に取得した場合は対象外となります。）

出典：中小企業庁「【生産性向上特別措置法】先端設備等導入計画について」を基に当金庫加工

上記のような減税措置は、各種補助金と比べると金額面でのメリットが大きいわけではありませんが、所定の要件・手続きを満たせば支援措置を受けることが可能です。設備投資の予定がある場合、本支援措置の活用も併せてご検討してみたいはいかがでしょうか。

なお、上記フロー図に経営革新等支援機関による「⑥事前確認書発行」がありますが、当金庫各営業店は経営革新等支援機関として国の認定を受けておりますので、認定申請をご検討されている方は、ぜひお取引店舗にご相談ください。